

議案第 35 号

大口町立学校体育施設スポーツ開放に関する条例の一部改正について

大口町立学校体育施設スポーツ開放に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 26 年 6 月 4 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、広く町民にスポーツ活動の機会の拡大を図るため、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町立学校体育施設スポーツ開放に関する条例の一部を改正する条例

大口町立学校体育施設スポーツ開放に関する条例（昭和60年大口町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）」を「スポーツ基本法（平成23年法律第78号）」に改める。

第5条に次の1項を加える。

- 2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず特別な理由がある場合は、これを変更し、又は臨時に休場することができる。

別表第1屋内運動場夜間の欄中「火曜日」を「月曜日」に改める。

「
別表第2大口北小学校の項中

全面	1, 020円	1, 540円
----	---------	---------

を
」

「

全面	1, 020円	1, 540円
片面	510円	770円

に改める。
」

附 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

大口町立学校体育施設スポーツ開放に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧																
（趣旨） 第1条 この条例は、<u>スポーツ基本法（平成23年法律第78号）</u>第13条の規定に基づき、広く町民にスポーツ活動の機会を与えるため、学校教育の支障のない範囲で開放する大口町立学校体育施設（以下「スポーツ開放施設」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。 （開放日） 第5条 スポーツ開放施設の開放日は、別表第1に定めるとおりとする。 <u>2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず特別な理由がある場合は、開放日を変更し、又は臨時に休場することができる。</u> 別表第1（第5条関係） 大口町立学校体育施設スポーツ開放日 <table><tr><th colspan="2">屋内運動場</th><th rowspan="2">屋外運動場</th></tr><tr><th>昼間</th><th>夜間</th></tr><tr><td>土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日</td><td>国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く<u>月曜日</u>から土曜日</td><td>土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日</td></tr></table> ※ 略	屋内運動場		屋外運動場	昼間	夜間	土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日	国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く <u>月曜日</u> から土曜日	土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日	（趣旨） 第1条 この条例は、<u>スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）</u>第13条の規定に基づき、広く町民にスポーツ活動の機会を与えるため、学校教育の支障のない範囲で開放する大口町立学校体育施設（以下「スポーツ開放施設」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。 （開放日） 第5条 スポーツ開放施設の開放日は、別表第1に定めるとおりとする。 別表第1（第5条関係） 大口町立学校体育施設スポーツ開放日 <table><tr><th colspan="2">屋内運動場</th><th rowspan="2">屋外運動場</th></tr><tr><th>昼間</th><th>夜間</th></tr><tr><td>土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日</td><td>国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く<u>火曜日</u>から土曜日</td><td>土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日</td></tr></table> ※ 略	屋内運動場		屋外運動場	昼間	夜間	土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日	国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く <u>火曜日</u> から土曜日	土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日
屋内運動場		屋外運動場															
昼間	夜間																
土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日	国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く <u>月曜日</u> から土曜日	土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日															
屋内運動場		屋外運動場															
昼間	夜間																
土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日	国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く <u>火曜日</u> から土曜日	土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日															

新					旧				
別表第 2（第 6 条関係） 大口町立学校体育施設スポーツ開放使用料及び使用時間					別表第 2（第 6 条関係） 大口町立学校体育施設スポーツ開放使用料及び使用時間				
区分 学校名	1 単位 当たりの使用 料	屋内運動場		屋 外 運 動 場	区分 学校名	1 単位 当たりの使用 料	屋内運動場		屋 外 運 動 場
		昼間	夜間				昼間	夜間	
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
大口北 小学校	全面	1, 0 2 0 円	1, 5 4 0 円	無料	大口北 小学校	全面	1, 0 2 0 円	1, 5 4 0 円	無料
	半面	5 1 0 円	7 7 0 円						
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略